一般質問の質問者順番と質問事項

(令和4年 第3回定例会)

	(
質問順位	2 3番議員 松石健児
質問事項1	まちなか公民館とコワーキングスペースの活用状況と今後の施策は
質問の要旨	基山モール商店街の一角にある、まちなか公民館は平成26 (2014) 年に開館している (国補助終了により平成27年2月末閉館後、町民の要望もあり、同年5月27日に再開館)。近年、新型コロナ感染拡大により利用制限はあったが、今後の活用方法についてコワーキングスペースと併せて問う。
	(1) まちなか公民館及びコワーキングスペースを設置 町 長 した目的を示せ
	(2) まちなか公民館の主な実績と、今後の計画があれ 町 長 ば示せ
	(3) コワーキングスペースの活用状況と、今後の計画 町 長 があれば示せ
	(4) 一部を基山町観光協会のサテライト施設としての 町 長 活用を検討できないか
具体的な質問 及び 質問の相手	

一般質問の質問者順番と質問事項

(令和4年 第3回定例会)

質問順位	2 3番議員 松石健児
質問事項2	国民健康保険税の滞納者に対する収納方法について
質問の要旨	国民健康保険(以下、国保)は国保税の納付が滞ると、通常の保険証から有効期間が短い「短期被保険者証」に切り替わる。さらに一年以上の国保税を滞納すれば「資格証明書」が交付され、保険診療は受けられるものの窓口では10割負担になる。また、2000年に介護保険制度が始まったことにより、40歳以上の加入者に介護保険分が加算され、保険税が一層高くなった。被保険者間の負担の公平性の確保と国保事業の財政健全化を図るためにも、収納率の向上に努めることは大切だが、近年、「資格証明書」の発行より「差押え」に注力している傾向がみられる。厚生労働省の資料によると、佐賀県は差押え率がきわめて高い自治体になっている(2016年)。国税徴収法48条に「わずかな滞納額ではるかにそれを上回る金額を差し押さえてはならない」旨が明記されているが、実際には数万円の滞納額に対して、それを上回る預金口座や動産、動産を差し押さえる事例が全国的に後を絶たないと言われている。佐賀県の指導を受ける基山町として、国保税の収納方法に問題が無いか問う。
具体的な質問 及び 質問の相手	(1) 直近3年間の国保税の滞納税額(現年課税分+滞 町 長 納繰越分)及び収納率をそれぞれ示せ(2) 「短期被保険者証」と「資格証明書」の発行基準は。 町 長また、「国保被保険者証」との主な違いは
	(3) 厚労省は差押え禁止の基準について「1か月ごと 町 長に10万円と、滞納者と生計を一にする配偶者その他 の親族がある時は、一人につき4万5,000円を加算し た額は差し押さえることができない」としている。こ の基準を遵守しているか
	(4) 国保税の収納率向上について、対策があれば示せ 町 長

一般質問の質問者順番と質問事項

(令和4年 第3回定例会)

会)
季証